

管理 No.	F064
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署：保健福祉部保護第一課
(係 / 内線：2872)

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	就労自立給付金の申請に対する処分	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	生活保護法 (昭和25年5月4日法律第144号)
	根拠規定条項	55条の4
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	生活保護法施行規則第18条の5の規定に基づき厚生労働大臣が定める 算定方法
	基準規定条項	平成26年厚生労働省告知第224号
	審査基準	下記の支給要件を審査 保護受給中の収入認定額の範囲内であること 安定した職業に就いたことにより保護を必要としなくなったと認められた者であること 上限額 単身世帯10万円 多人数世帯15万円であること 保護脱却時一括支給であること 再受給まで原則3年を経過していること
標準処理期間 (経由機関の日数)	申請受理日から概ね2週間以内	
本票の作成日	平成29年3月16日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	